

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月17日 20時55分ごろ
発生場所	新潟県粟島浦村粟島漁港北方沖 粟島港東防波堤灯台から真方位005° 420m付近 (概位 北緯38° 28.3′ 東経139° 15.5′)
事故の概要	漁船鳥崎丸は、北西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 鳥崎丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	NG2-1694（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部補強鉄板の歪曲等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、操業を終えて新潟県村上市岩船港で漁獲物を水揚げした後、粟島漁港に向けて自動操舵により北西進して帰航していた。</p> <p>船長は、操舵室内の渡し板に腰を掛けた姿勢で単独で当直中、眠気を感じたものの、あと15分ほどで入港となるので眠気を我慢できると思い、そのまま当直を続けていたところ、いつしか居眠りに陥り、本船が転針予定場所を通過して同じ針路で航行を続け、粟島漁港北方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を感じて様子を見に来た甲板員から声を掛けられて目が覚め、周囲を確認したところ、本船が粟島漁港北方沖の浅瀬に乗り揚げているのを認め、船体の損傷状況及び浸水の有無を確認した後、所属する漁業協同組合に本事故の発生を携帯電話で連絡した。</p> <p>本船は、翌日、漁業協同組合の所属船によって浅瀬から引き出された後、自力で粟島漁港に帰港した。</p> <p>船長は、本事故当日までの4日間、深夜に出港して夕刻に帰港する日帰りの操業を連日繰り返しており、疲労の蓄積及び睡眠不足による眠気を感じていた。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵により北西進中、単独で当直中の船長が居眠りに陥り、転針予定場所を通過して同じ針路で航行を続けたことから、粟島漁港北方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、連日の操業による疲労の蓄積及び睡眠不足で眠気を催し</p>

	<p>たものの、まだ我慢できると思い、渡し板に腰を掛けたまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下して居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が自動操舵により北西進中、単独で当直中の船長が居眠りに陥り、転針予定場所を通過して同じ針路で航行を続けたため、粟島漁港北方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、操船中に眠気を感じた場合、身体を動かしたり、立ち上がって外気に当たったりするなどの居眠り運航を防止する措置を採ること。 ・ 漁船の船長は、疲労の蓄積や睡眠不足がおきないように、連続の操業を避け、適宜休日を設けるなど、操業のスケジュールを工夫すること。